

(目 的)

第 1 条 この規程は、〇〇株式会社（以下「会社」という。）の就業規則に定める従業員が災害、傷病及びその他の私生活環境の変化等により臨時の出費を必要とする場合に、会社が従業員に対し資金を貸し付けることができる制度（以下「社内貸付制度」という。）を設けることにより、従業員の私生活の安定を図り、もって社業の安定的な発展に寄与することを目的とする。

(貸付金の種類)

第 2 条 貸付金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害傷病時貸付金…災害又は傷病で臨時に多額の生活資金が必要となった場合の貸付金
- (2) 生活資金貸付金…冠婚葬祭、転居等に伴い生活資金が必要となった場合の貸付金
- (3) 教育資金貸付金…子女の進学等に伴い資金が必要となった場合の貸付金
- (4) 通勤車両購入貸付金…通勤に車両の使用が必要な場合であって、車両を購入するために資金が必要となった場合の貸付金
- (5) 臨時貸付金…前各号に定める貸付金のほか、会社が必要と認めたときに貸し付ける貸付金

(貸付条件)

第 3 条 貸付金を貸し付ける条件は、別表に定めるとおりとする。

(貸付金限度額)

第 4 条 貸付金の限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 貸付金につき、その返済が終わる前にさらに同一種類の貸付けを受けようとする場合、未返済貸付残額を含め、別表に定める当該種類の貸付限度額を上限とする。
- 3 貸付金につき、その返済が終わる前にさらに異なる種類の貸付けを受けようとする場合、貸付限度額は、貸付金の種類ごとに別枠とする。

(貸付金返済期間)

第 5 条 貸付金の返済期間は、別表に定めるとおりとする。

(貸付利率)

第 6 条 貸付金の利率は、その下限を年▼%とし、毎年▼月▼日に定める。ただし、第 2 条第 1 号の貸付金は無利息とする。